

議 事 録

会議名	第4回寒川町高齢者保健福祉計画見直し検討委員会		
日 時	平成24年2月6日（月） 午後1時から	開催形態	公開
場 所	寒川町役場3階第1会議室		
出席者	長崎悟委員長、神居一雄副委員長、齋藤昭雄委員、高橋龍矢委員、喜多村出委員、中間鐵郎委員、石井祥子委員、佐藤敬委員、瀬戸邦ひろ委員		
議 題	1 保険料の試算結果について 2 計画書最終案の承認について		
決定事項	1 計画案を承認する		
	1 保険料の試算結果について <長崎委員長>本日は第4回目ということで、最後になりますが、よろしくお願いいたします。 <事務局>議事に入る前に資料の確認をさせていただく。皆さんお手元に資料はお揃いですか。 議事録の承認委員は、本日は喜多村委員と中間委員にお願いしたいのでよろしくお願いします。 <事務局>それでは、議題1の保険料の試算結果について説明したい。資料の1と2に基づいて説明する。 【以下、資料1、資料2に基づき説明】 <長崎委員長>今の保険料の試算について意見や質問があればお願いします。 資料1の64頁の、第6段階の対象者が「80万円以下を超える」という記載になっているがおかしくないか。 <事務局>記載の誤りなので改めて説明させていただく。申し訳ありません。 保険料段階の第6段階対象者の2行目で、「合計額が80万円以下を超える人」という記載になっているが、「80万円を超える人」に直させていただく。 <喜多村委員>63頁で、第五次の保険料の根拠を示していただいたが、町の基金の取り崩しなどを取り入れることによって565円下げることになっている。現行と比べて年間240円上がっている。その240円分を町から繰り入れて値上がりもなくすると、どのくらいの額になるのか。 <事務局>概算で出すと、年に240円下げるとなると、約800万強が必要とな		

る。

＜喜多村委員＞町の基金の取り崩しが75%なので残りが25%となるが、それは取っておかなければいけないものなのか。

＜事務局＞実際のところ、見込み以上の給付費等の増加などに備えるために、すべて使い切ってしまうよりは、基金を残しておく必要がある。

＜喜多村委員＞残りの25%とはいくらなのか。

＜事務局＞およそ7,000万円である。

＜長崎委員長＞7,000万円残しておくのはどうかなという思いもあるが。

＜事務局＞見込み額とのバランスといった問題が当然出てくるとは思うが、その中でも寒川町は75%投入と、大きく投入している市町村のひとつではあると思う。

＜喜多村委員＞64頁について、現行に比べて2段階増やしていると記載があるが、所得に対する保険料の年額の割合において、所得が多い方と低い方の間の負担の差の大きさについて、どのように考えているか。

＜事務局＞保険料段階の設定については、正直、町としても苦慮するところがある。率自体が低くなるに越したことはないが、事業を行うためにはそれ相応の負担をお願いしなければならない。非課税層と課税層の2段階に分ける中で、その中でも、今回は低所得者の対策として、積極的に段階の新設を行った。第7段階も課税層とはいえ、所得が多くはない層になるかもしれないが、負担していただく。率の設定にあたっては、第四次をベースとして考えさせていただいた。介護保険自体、生活保護を受給している方にも負担いただく保険料と国で位置づけがされているので、その辺りと所得のある方とのバランスを考えて今回はこのように設定させていただいた。今回は10段階と11段階の率を前より上げている部分もあるが、その辺りも所得段階に応じての負担率を設定している。第四次のところで見ると、高額な2段階の率は他の市町村と比べると若干低めの設定であった。また、国からの指導になるが平成20年度の資料によると、高齢者世帯における平均の収入は1世帯あたり平均306万円となっているので、それ以上にあたる10段階と11段階は平均よりも所得があるものとして、率を上げている。それ以外についても応分負担という前提のもと、前回と据え置き程度の率を設定させていただいた次第である。

＜喜多村委員＞実際の所得が80万円の方の負担が49,000円と、800万円の方の負担が98,000円なのとでは、負担感がかなり違うのではないか。

また、所得が少ない方がサービスを受けるための減免の制度はないのか。そうした制度を作ることによってサービスを受けやすくすることも必要ではないか。

＜事務局＞まず1点目の質問に関して、第6段階の収入に関して、たとえ収入が80万以下であっても、それとは別にその人の生活形態によって、その負担額で何とかできる方もいればそれでは苦しい方もいる。町としても苦慮しているが、国の基準と町の第四次を継続する形で設定した。

また、減免に関して、現時点では低所得者に対するサービス利用料負担に関する減免の措置は町のほうでは考えてはいない。実行できればよいとは考えているが、実際に町として行うことは財政的に難しい。実際、1割負担で一律となってしまうが、一部の要件を満たす低所得者については、66～68頁の記載のように、支払い負担を色々と緩和させていただいている。

＜長崎委員長＞他に質問はないか。ないようなら、議事1は終了させていただく。

2 計画書最終案の承認について

＜長崎委員長＞それでは、議事2の計画書最終案の承認について、事務局からご説明いただきたい。

＜事務局＞それでは、資料3の計画書最終案の承認について説明させていただく。

【以下、資料3に基づき説明】

＜高橋(龍)委員＞資料2の59頁の地域密着型サービスの定期巡回のところに金額が示されているが、前回の会議で24年4月からの見込みは先送りにすると言われていたが、4月から実施しないということによいのか。

＜事務局＞実際のところ、給付上の数値を見込んでおり、当然、町として整備を計画している。事業所等の稼働時期が平成24年4月からすぐとうわけではなく、24年度後半のオープンを見込んでいる。

＜高橋(龍)委員＞78頁にある委員会の点検のところで運営協議会について書いてあるが、この施策の方向性を位置づけるためには、介護保険運営協議会にお任せするということか。

＜事務局＞こちらの見直し検討委員会で作らせていただいた事業の実際の運営については、別の介護保険運営協議会で事業の実績や認定者数の推移などについてのご意見を頂きながら確認作業をしていただく形となっている。

＜高橋(龍)委員＞介護保険だけでなく防災に関することなども記載があるが、その辺りも任せて大丈夫なのか。

＜事務局＞介護保険運営協議会というものを定める規則の中では、基本的に協議会が行うのは介護保険の運営に関することや地域包括支援センターの運営に関する、地域密着サービスに関するところがある。防災のことはのみを特化して協議会で諮ることもあるかと思うが、それ自体の議論はその場にそ

ぐわないと考えられる。

＜高橋(龍)委員＞防災のことなどを含めて地域に関することを拾っていただければ助かるのでお願いしたい。

＜事務局＞検討させていただく。

＜喜多村委員＞報道などで、政府の一体改革の中で介護保険制度の改正案が示されているが、第五次計画の中にもそれは反映されているのか。

＜事務局＞町として、国が示している法改正の中での新サービスの導入と、地域支援事業の中で新しく位置づけられる新サービスについては検討している。実際に国が示している中には市町村が行うものや都道府県が行うものなどがあり、多岐にわたる。そうした法改正で新しくできたサービス等は今回の計画の中でも、町として行えることに関しては計画の中に記載させていただいている。

＜喜多村委員＞まだ法律として通っていないのではないのか。

＜事務局＞すでに法律としては通っているが、実際の施行日が24年の4月1日という形になっている。

＜喜多村委員＞たとえば、要支援の方の利用負担を1割から2割に増額したり、要介護1・2の方の施設利用料を引き上げることなどが報道されていたが、そうしたものがこの計画の中に見られないが。

＜事務局＞勘違いして申し訳なかった。今回の法改正として決まった中には、今おっしゃったような話が入っていない。そこは未定の段階である。今回の第五次計画の策定にあたり、今年度当初から自己負担が1割から2割に増えるといった等の噂が出てはいるが、現時点では、第五次もしくは何月から改正されるといったものはない。当然、各市町村はこの時期にこの計画を同時期に作っている実態もあるので、仮に改正がされても少なくとも24年度4月から施行されることはないと考えている。

＜齋藤委員＞調整交付金相当額があるように、実際には支給されないお金があるのは本来は違和感があるものだと思う。たとえば低額所得者層の徴収を据え置きにし、高額所得者からの徴収を上げる方向になるのか。それとも市町村や県が国の方に一定の運動を起こして調整交付金のようなものをもらうのかなど、町としてこういった方向に向かうべきか考えを教えてください。

＜事務局＞たしかに長期的な視点を持って将来どうなるかを考えるのが重要となる。今回は保険料の段階設定をさせてもらった中で、次の第六次計画のときには給付費がさらに増加すると見込んでいる。そうすると、従来の高額所得者だけでなく、中段の方にも負担をお願いする形となると考えられる。町としては国からの交付金がもらえるかどうかの問題だが、国としては全国の市町村を見て高齢化率が高いところや高額所得者のいないところに限られた

	予算で交付金の支給を行っている。現状として、寒川町はまだ給付をもらえるほどの状況ではない。今後は寒川町も高齢者数が増えていくので、ある程度の時期を境に介護料や保険料に関して比較的大きな改正があると見込まれると感じている。 <喜多村委員>意見として言わせていただきたい。先程の保険料だが、基金の残りが7,000万円あるのだったら、厳しい経済状況のなかでは、800万円投入して何とか値上げをやらない方策を取っていただきたい。 <長崎委員長>他に、意見・質問がないようなので以上とする。計画案の承認については、今のご意見を委員会の意見として付して承認ということによろしいか。 <委員>異議なし。 <長崎委員長>それでは承認ということによろしくお願いします。ありがとうございました。 <事務局>ありがとうございました。今後は、町長に答申して、最終的な金額については条例ということで議会に提案して最終の議決を行うこととなる。
資 料	1 第5章 要支援者・要介護者施策の推進…資料1 2 第5章 要支援者・要介護者施策の推進…資料2 3 第五次寒川町高齢者保健福祉計画（案）…資料3
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	喜多村 出
	中 間 鐵 郎
	(24 年 3 月 6 日確定)